

# 階層別安全衛生教育

当社は教育対象者を職系、資格で分類して階層別に適した教育を実施し、個人の安全感性向上を図り、「安全に強い人材」を育成しています。

## 対象者

全社員(技能系、技術系、事務系)

## 趣旨

過去の災害分析結果から、主要因は「不安全行動」であることが分かりました。自主的な安全衛生活動を推進するため階層別の教育を実施し、個人の安全感性の向上を図るとともに、特に「行動災害」の防止を図っています。

## 階層分類

	対象者		実施	講師
	職系	資格・等級		
社員	技能系	I-1～技士3	各所属毎 (部・課・出張所等)	①主管以上  ②所属で選任した者 (拠点長、 教育推進者等)
	技能系	工事統括		
	技術系	I-2～技師3		
	事務系A 男性	II-1～主事3		
	事務系A 女性	I-1～主事3		
協力会社	所属判断			

## 教育科目

No.	教育科目	単位	取得推奨単位				
			技能	工事統括	技術	事務 (総合)	事務 (一般)
1	共通基礎	5	5	—	5	5	5
2	労働災害事例	10	10	—	10	6	1
3	法規(安全)	8	5	8	8	6	1
4	法規(衛生)	4	3	4	4	4	3
5	労災保険	3	1	1	1	3	—
計		30	24	13	28	24	10

※各教育科目にて理解度テストを実施し、70点以下は再受講

# テキスト一覧

No.	教育科目	単位名	技能	工事統括	技術	事務(総合)	事務(一般)
1	共通基礎	1 安全衛生 基礎共通教育	○		○	○	○
		2 労働災害を防ぐポイント			○	○	○
		3 安全衛生保護具と正しい着用・使用方法	○		○	○	○
		4 当社の労働災害の特徴と防止策	○		○	○	○
		5 正しいKYの方法	○		○	○	○
2	労働災害事例	1 墜落・転落	○		○	○	
		2 挟まれ・巻き込まれ	○		○	○	
		3 切れ・こすれ	○		○	○	
		4 激突され	○		○	○	
		5 熱中症	○		○	○	○
		6 飛来・落下	○		○	○	
		7 有害物との接触	○		○	○	
		8 高温・低温物との接触	○		○	○	
		9 感電	○		○	○	
		10 再発防止策(原因と対策)	○		○	○	
3	法規(安全)	1 労働安全衛生法概要		○	○	○	○
		2 労働災害の事業者責任と安全配慮義務	○	○	○	○	
		3 法に基づく安全管理体制	○	○	○	○	
		4 建設工事の安全衛生管理体制		○	○	○	
		5 労働安全衛生マネジメントシステム	○	○	○	○	
		6 リスクアセスメントの実施方法(SDS含む)	○	○	○	○	
		7 有資格作業	○	○	○	○	
		8 届出実務		○	○	○	
4	法規(衛生)	1 健康診断に関する事項	○	○	○	○	○
		2 労働時間管理と過重労働対策		○	○	○	
		3 からだの健康づくり	○	○	○	○	
		4 メンタルヘルス対策	○	○	○	○	
5	労災保険	1 労働災害の定義	○	○	○	○	
		2 労働災害発生時の処置と労災保険					○
		3 労災保険Q&A					○
計			24	13	28	24	10

※ 教育科目は2年に1度見直しを実施

# テキスト抜粋

労働災害を防ぐポイント

安全衛生管理部

安全保護具と正しい着用・使用方法

安全衛生管理部

労働災害防止の事業者責任と安全配慮義務

安全衛生管理部

2. 労働災害を防ぐポイント

1) 労働災害発生メカニズム

不安定な状態(物的要因) → 安全衛生管理の欠陥 → 労働災害発生

不安定な行動(人的要因)

状態・行動	具体例
不安	物(設備・機材)自体の欠陥
不安	作業環境の欠陥
不安	作業方法の欠陥
不安	防護用具の欠陥
不安	保護具・器具等の欠陥
不安	機械等の運転(取扱い)の失敗
安全	作業方法の欠陥
安全	危険な状態での作業
安全	機械等の用途外の使用
行動	危険箇所への接近
行動	保護具・器具等の欠陥

不安定な状態・行動を認識することで、適切な対策を行っていただくことが重要

2. 安全保護具の名称と使用用途

1) 安全保護具の安全確保方法

労働安全衛生規則では、一定の作業・環境のもとでは、作業者が安全保護具を着用・使用しなければならないと義務付けられています。

種類	主な作業概要	規格条文
保護帽	建築物等の積立作業 物体の積立時下の危険のある場所での作業 足場の立上りの作業	安規則517条5 安規則538条、539条 安規則565条
目・顔面保護具	加工物等の飛来飛散防止の置い等がない時の作業 切削機等の飛来物下防止の置い等の作業 アーク溶接による放射線作業 アーク溶接等強烈な光線を放射する作業	安規則105条 安規則106条 安規則312条(315) 安規則325条
保護マスク	多量の蒸気・任意物体等の有害物を取扱う作業 ガス・塵・粉じん等を放射する安全確保作業での作業	安規則593条
フルハーネス	高所作業の作業法の上での作業 高さ2m以上の高所作業で墜落の危険がある作業 鋭い縁・端・角及び高さ3m以上の足場の周辺で・極低温・酸素欠乏の危険がある作業	安規則194条22 安規則198条、199条 安規則563条 安規則564条、566条
手袋	強熱・強冷を発生する場所における作業	安規則995条等
手錠	鋭利な器具を扱うための安全確保作業 アーク溶接作業による溶接作業	安規則312条(315)
脚絆・安全靴	踏破等の防止、作業に応じた作業靴	安規則558条

3. 安全配慮義務とは

1) 労働災害発生に関する事業者責任

労働災害発生に関する責任者は、事業を行っている事業者であり、会社の場合、原則として会社の代表者である社長となります。

労働災害発生に関する責任者 → 社長

2) 事業者の安全配慮義務

事業者(社長)は、労働者(従業員)を雇用(労働契約)することで、労働者に労働させます。労働者は事業者が指定した場所で事業者が供給する設備や機械器具を用いて労働に従事します。すなわち、労働契約を結ぶことで、事業者は労働者を安全で健康的に労働に従事させる義務を負うことになり、これを「安全配慮義務」(労働契約法5条)とします。

労働者に対して 設備や機械器具を供給し、労働者を安全で健康的に労働に従事させる義務を負うことになり、これを「安全配慮義務」(労働契約法5条)とします。

事業者が指定した場所で労働に従事する労働者 → 労働契約 → 労働者 → 安全配慮義務

事業者の指示に従って業務を行なう労働者 → 労働者 → 安全配慮義務